

別紙

「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平成 16 年 3 月 19 日付け基発 0319009 号）

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後		現行	
別添 +		別添 +	
技能講習の 名称	講師の条件関係	技能講習の 名称	講師の条件関係
(略)	(略)	(略)	(略)
26 酸素欠 乏危険作 業主任者 技能講習 (安衛法 別表第 20 第 12 号関係)	1 (略) 2 表の「酸素欠乏症及び救急 そ生に関する知識」の項の 「条件」の欄第 2 号の「同等 以上の知識経験を有する者」 は、次に掲げる者が該当する こと。 <u>(1) 医師として 5 年以上の 経験を有する者</u> <u>(2) 歯科医師として 5 年以 上の経験を有する者</u> 3～5 (略) 6 表の「救急そ生の方法」の 項の「条件」の欄第 2 号の「同 等以上の知識経験を有する 者」は、次に掲げる者が該当 すること。 (1) 医師として 5 年以上の 経験を有する者 <u>(2) 歯科医師として 5 年以 上の経験を有する者</u> <u>(3) 日本赤十字社の行う救 急法の講習を修了して救 急員認定証を受けた者</u> <u>(4) 平成 5 年 3 月 31 日付け</u>	26 酸素欠 乏危険作 業主任者 技能講習 (安衛法 別表第 20 第 12 号関係)	1 (略) 2 表の「酸素欠乏症及び救急 そ生に関する知識」の項の 「条件」の欄第 2 号の「同等 以上の知識経験を有する者」 は、 <u>医師として 5 年以上の経 験を有する者が該当するこ と。</u> 3～5 (略) 6 表の「救急そ生の方法」の 項の「条件」の欄第 2 号の「同 等以上の知識経験を有する 者」は、次に掲げる者が該当 すること。 (1) 医師として 5 年以上の経 験を有する者 (新設) <u>(2) 日本赤十字社の行う救 急法の講習を修了して救 急員認定証を受けた者</u> <u>(3) 平成 5 年 3 月 31 日付け</u>

	<p>消防救第 41 号「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(次の(4)において「実施要綱」という。)に規定する応急手当指導員</p> <p><u>(5) 実施要綱に規定する応急手当普及員</u></p> <p>7 表の「酸素の濃度の測定方法」の項「条件」の欄第 2 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>次に掲げる者が該当すること。</u></p> <p><u>(1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後 5 年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(2) 10 年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有する者</u></p>		<p>消防救第 41 号「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(次の(4)において「実施要綱」という。)に規定する応急手当指導員</p> <p><u>(4) 実施要綱に規定する応急手当普及員</u></p> <p>7 表の「酸素の濃度の測定方法」の項「条件」の欄第 2 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後 5 年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u></p>
<p>27 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(安衛法別表第 20 第 13 号関係)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 表の「酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識」の項の「条件」の欄第 2 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>次に掲げる者が該当すること。</u></p> <p><u>(1) 医師として 5 年以上の経験を有する者</u></p> <p><u>(2) 歯科医師として 5 年以上の経験を有する者</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 表の「救急そ生の方法」の項の「条件」の欄第 2 号の「同</p>	<p>27 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(安衛法別表第 20 第 13 号関係)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 表の「酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識」の項の「条件」の欄第 2 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>医師として 5 年以上の経験を有する者が該当すること。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 表の「救急そ生の方法」の項の「条件」の欄第 2 号の「同</p>

	<p>等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1) 医師として5年以上の経験を有する者</p> <p><u>(2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者</u></p> <p><u>(3) 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者</u></p> <p><u>(4) 平成5年3月31日付け消防救第41号「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(次の(4)において「実施要綱」という。)に規定する応急手当指導員</u></p> <p><u>(5) 実施要綱に規定する応急手当普及員</u></p> <p>7 表の「酸素及び硫化水素の濃度の測定方法」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>次に掲げる者が該当すること。</u></p> <p><u>(1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(2) 10年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有する者</u></p>		<p>等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1) 医師として5年以上の経験を有する者 (新設)</p> <p><u>(2) 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者</u></p> <p><u>(3) 平成5年3月31日付け消防救第41号「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(次の(4)において「実施要綱」という。)に規定する応急手当指導員</u></p> <p><u>(4) 実施要綱に規定する応急手当普及員</u></p> <p>7 表の「酸素及び硫化水素の濃度の測定方法」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>高等学校等において、工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)

(参考)

「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」(平成16年3月19日付け基発0319009号)別添8(抄)

技能講習の名称	講師の条件関係
1～25 (略)	(略)
26 酸素欠乏危険作業主任者技能講習(安衛法別表第20第12号関係)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 表の「条件」の欄の「実務」とは、管理、監督、指導、設計等の業務をいうこと。</li><li>2 表の「酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 医師として5年以上の経験を有する者</li><li>(2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者</li></ol></li><li>3 表の「酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものが該当すること。</li><li>4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものが該当すること。</li><li>5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</li><li>(2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</li></ol></li><li>6 表の「救急そ生の方法」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 医師として5年以上の経験を有する者</li><li>(2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者</li><li>(3) 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者</li><li>(4) 平成5年3月31日付け消防救第41号「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(次の(4)において「実施要綱」という。)に規定する応急手当指導員</li><li>(5) 実施要綱に規定する応急手当普及員</li></ol></li><li>7 表の「酸素の濃度の測定方法」の項「条件」の欄第2号の「同等以上の知</li></ol>

	<p>識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 10年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有する者</p>
<p>27 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(安衛法別表第20第13号関係)</p>	<p>1 表の「条件」の欄の「実務」とは、管理、監督、指導、設計等の業務をいうこと。</p> <p>2 表の「酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1) 医師として5年以上の経験を有する者</p> <p>(2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者</p> <p>3 表の「酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものが該当すること。</p> <p>4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものが該当すること。</p> <p>5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</p> <p>6 表の「救急そ生の方法」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1) 医師として5年以上の経験を有する者</p> <p>(2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者</p> <p>(3) 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者</p> <p>(4) 平成5年3月31日付け消防救第41号「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(次の(4)において「実施要綱」という。)に規定する応急手当指導員</p> <p>(5) 実施要綱に規定する応急手当普及員</p> <p>7 表の「酸素及び硫化水素の濃度の測定方法」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p>

	(1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有する者
28 以降 (略)	(略)